

カントはなぜ「根源的獲得」概念に訴えたのか

山根雄一郎

序

1788年（以下、年号は下2桁のみ記す）以後、ヴォルフ派講壇哲学徒による執拗なネガティヴ・キャンペーンに見舞われたカントは、90年の復活祭を期して論駁書『純粹理性の一切の新しい批判は以前になされた批判によって無用とされるはずだ、との発見に関して』（以下『駁論』と略記）を上梓し、その中で、批判哲学の説く「ア・プリオリ」性——差し当たり、『純粹理性批判』（以下、第一批判と記す。他の批判書も同様）が吟味した「知識の獲得」[B IX]の可能性の制約をなす概念（カテゴリー）と直観（空間・時間）のそれ——を伝統的意味での「生得」性と同一視することを峻拒し、批判哲学に固有の（以下では単に、批判的な、と記す）「ア・プリオリ」の意味内容を新たに「根源的な獲得」という「自然法」の術語で特徴づけた。彼は次のように言う。「批判は、何であれ神によって賦与された *anerschaffen* 表象・言い換えれば生得的な *angeboren* 表象を、絶対に許さない。そうではなく、諸表象の帰属先が直観であろうと悟性の概念であろうと、それらを総じて獲得されるもの *erworben* と見なす。しかし（自然法学者たちが述べるような）根源的な獲得 *ursprüngliche Erwerbung*、つまり以前には全く存在せず従ってこの〔獲得という〕作用 *Handlung* に先立ってはいかなるものにも属さずにいたものを根源的に獲得する、ということもあるのだ。そうしたものは、批判が主張するように、第一には空間と時間における諸物の形式、第二には諸概念における多様なものの総合的統一である。」[VIII 221]

ここに“*Erwerbung*”を「取得」でなく「獲得」と訳すのは、“*ursprüngliche Erwerbung*”という「自然法」の概念を認識論の枠組へと転用する企図そのものは、哲学史における知識の生得説と獲得説の対立を背景としているからである⁽¹⁾。他方、“*erworben*”を「獲得される」と訳すのは、獲得内容を生み出す「作用」へのカントの着目⁽²⁾を明示するためである。

生得説と獲得説の対立について言えば、すでに、『駁論』に20年先立つ『感性界と叡知界の形式と原理』が、やはり知識の可能性の制約を供する認識原理（時間・空間・概念）の起源を問う局面で、これを念頭に置いていた。ここでの「獲得」概念を後年の「根源的獲得」概念の萌芽形態と見て、批判的認識論の生成に相即する仕方では前者から後者への概念形成史を構築することが、一応可能である⁽³⁾。この場合、専ら語形上の連関が議論の推進軸とされたために、前者は元来、後者とは異なって、「自然法」出自として特徴づけられ

てはいない、という両者の性格上の差異は、不問に付された。それゆえ、①両者の語形上の相似という観点からいったん離れ、カントが90年の時点で初めて「自然法」の概念に訴えた事情について改めて考えることは、依然として有意義であり続ける。また、②「自然法」起源だというカントの自己申告を最終的には尊重するにせよ、それをいったん括弧に入れ、「根源的な・獲得」という概念の批判的思考における「制作」の消息を尋ねることも、有効な試みであり得よう。実際には、①と②とは少なからず重合するアプローチであろうが、「根源的獲得」の実像に迫るためには多角的かつ重層的な検討を要することは間違いない。

予め述べておけば、『駁論』における批判的な「ア・プリオリ」の概念と「根源的獲得」概念の邂逅を単なる偶然と断じ、後者の孕み得る哲学的意味を矮小化ないし無視する読み方は、端的に誤りである。批判哲学の基礎概念を弁明するにあたってカントが慎重の上にも慎重を期して表現を吟味したであろうことは、『駁論』が書かれた経緯に鑑みて疑いを容れないし、何よりも、彼が第一批判の（第2版を踏襲する）第3版をわざわざ『駁論』と同時に刊行した事実があり、このことは著者自身、『駁論』が第一批判と併読されこれを補完することを意識した期待してもいたことを証し立てるものだからである。

以上の問題意識に基づき、本稿では90年における「根源的獲得」概念の成立事情を探查し、これと、『人倫の形而上学』第1部「法論の形而上学的定礎」（97年刊。以下「法論」と略記）において今度は明確に自然法（私法）論の枠内で意味規定を受ける「根源的獲得」概念との関係を確定しつつ、批判的思考の展開における同概念の意義を素描してみたい。

1.

まずアプローチ①に沿って考える。周知のように、第一批判が理性の「法廷」として自己表象していること [A751 / B779] を始め、批判哲学の語彙は法学用語で彩られている。「根源的獲得」もそのひとつである。ではなぜカントは第一批判において「ア・プリオリ」の意味内容を規定するに際してこの概念に訴えなかったのか。「端的に一切の経験に依存しない schlechterdings von aller Erfahrung unabhängig」ことだという、常套的に引用される「序論」での著名な言明 [B3; vgl. auch A2] と酷似した「ア・プリオリ」の内容説明が、他ならぬ「権利問題」と「事実問題」の区別という法論的構図がその冒頭で呈示される「純粹悟性概念の演繹について」第1節「超越論的演繹一般の諸原理について」において繰り返される事実を想起するとき、この戸惑いはいつそう深まる。いわく、「人間の認識という極めて錯綜した織物をなしている多くの概念の中には、やはり純粋な使用へと、ア・プリオリ（一切の経験に全く依存せず völlig unabhängig von aller Erfahrung）に規定されているもの

もある」、と [A85 / B117]。かつて下村寅太郎が、上高地に至る徳本峠の険路に準えた超越論的演繹の登山口であるこの箇所こそ、真打登場に相応しい大舞台ではなかったか。

67年夏学期から88年夏学期（前年の春に第一批判第2版、暮れに第二批判を刊行）までに自然法講義を12度担当したカントはアッペンヴァルの教科書を通じて「根源的獲得」という発想に接していたとも推定される⁽⁴⁾。問題は、それにもかかわらず、彼はこの間、格好の援用先にも見える『感性界と叡知界の形式と原理』以下、批判哲学の普及を意図した『プロレゴメナ』にも、要所を改訂して重版した第一批判にも、一貫してこの概念を導入していないことである。しかも、『駁論』が準備公刊された時期には、彼は自然法講義をすでにやめていた。それだけに『駁論』での言及の唐突さは際立つ。要するに、批判哲学者の法学用語好みを漠然と連呼するだけでは、「根源的獲得」なる概念が90年に初めて（上限・始期 *terminus a quo* として）公刊著作に出現した理由を説明できないのである。前述のアプローチ②が求められる所以もここにある。それは、件の概念の出現箇所が、知識の生得説と獲得説の対立構図を踏まえ、さらに「獲得」の様態の分類（「派生的」か「根源的」か）へと説き進む文脈であることからして、不可避ですらある。とは言え、いずれにせよ、カントが90年に初めて「根源的獲得」なる概念に訴えたのは、この期に及んで初めて、彼に「訴えの利益」が生じたからだ、と考えるのが順当であろう。では、それは何か。

2.

『駁論』の問題テキストに戻ろう。そこでは、表象の「ア・プリオリ」性が、「神によって賦与された」すなわち「生得的」ということとしてではなく、その表象の以前の所在ないし所有者を全く問題にしないという意味で「根源的」な仕方で「獲得される」こととして、明確に描写される。こうした意味をもつ「根源的獲得」という概念が、カントの意図するように「ア・プリオリ」と既存の「生得的」との切断に決定的に寄与し得るとすれば、それは、「生得的」の概念が伝統的に帯びていた、（一切の表象のより先なる所有者にして「賦与」の主体である）〈神〉を「ア・プリオリ」の概念からは排除する局面においてであろうこと、このことは見やすい。それでは、この件を他ならぬこの時期に改めて殊更に強調すべき「十分な理由」がカントにはあったのだと、考えられるだろうか。

ここで、『駁論』の構想が深められつつあったと思しき89年5月⁽⁵⁾のわずか1年半前に、第二批判が刊行されていた事実に向けたい。その弁証論第7節から引く。「[α] カテゴリーを純粹悟性のうちに置く場合に、プラトーンとともにこれを生得的と見なし、どこまでも見果てぬ超感性的なものの理論を用いて法外な越権の数々をその上に基礎づけ、それによって神学を妄想の操る幻灯機と化すこと [...] が、カテゴリーの演繹によってのみ、

回避され得る。他方、[β] カテゴリーを獲得的と見なすにしても、エピクロスとともにそのすべての使用を、実践的見地からのその使用すらも、専ら感能の諸対象と諸規定根拠とに制限することが、[やはりカテゴリーの演繹によってのみ] 回避され得る⁽⁶⁾ [V 141]。

前半の [α] では、カテゴリーを「純粹」すなわち非経験的と見なすならば、それは「生得的」かまたは批判的な「ア・プリオリ」かであるとの二分法が前提されており、「カテゴリーの演繹」は前者を克服し得たとする [vgl. B167f.]。次に後半の [β] である。[α] との対称性を素直に尊重する限り、「カテゴリーを獲得的と見なす」場合とは直ちに、カテゴリーを経験的 (ア・ポステリオリ) と見なす場合を指すとも思える。しかし、テキストに虚心に接するならば、「カテゴリーを獲得的と見なすにしても」さらなる場合分けが可能なのであって (なぜなら端的に「カテゴリーをエピクロスとともに獲得的と見なす」場合とは言われていない!)、ここでは、その中でも特に、(総じて認識を感能に由来するものと把握し [vgl. XXIV₁ 339],) カテゴリーの全使用を「専ら感能の諸対象と諸規定根拠とに制限する」行き方が、エピクロスの名と結びつけられ [vgl. A853f. / B881f.]、これが「カテゴリーの演繹」によって「回避され得る」ことに、カントは注意を促しているのだと解する余地はなお残されている。すなわち、[β] においても [α] と同様に、やはり二分法が、詳しく言えば、「諸対象の経験と反省によって概念を獲得する仕方」(に携わる「経験的演繹」と、概念を非経験的に獲得する仕方 (の「合法性 *Rechtmäßigkeit*」を擁護する「超越論的演繹」との二分法 [vgl. A85 / B117] が、前提されている、と解し得る。

つまり、右のテキストは全体として、カテゴリーに関して、[α] でその「ア・プリオリ」性を確認し、[β] で件の「ア・プリオリ」性の内実が非経験的な獲得という、字面だけ見れば優れて逆説的な事態にあることを、言外に主張しているのである。かかる事態を射当てべく、「根源的な獲得」とまで特定しないにせよ、少なくとも「獲得」という句を含む表現が、遠からず起用されるであろうことを強く示唆するくだりには違いない。

さて、右の主張がなされたのは、「実践的意図における純粹理性の拡張」(節表題の一部) を論じるにあたり、第一批判での「あの難儀なカテゴリーの演繹が神学と道徳学に対していかにこの上なく必要で有益であったか」[V 141]⁽⁷⁾を確認するためであった。そしてそれは、(差し当たりカテゴリーに関して)「ア・プリオリ」が「生得」とも「(経験的な)獲得」とも異なることを強調するものであった。このことを踏まえるなら、89年から翌年にかけて準備された『駁論』の著者にとって、「ア・プリオリ」が<神を根拠とする天下り>という契機と無縁であることを、新機軸に訴えてまで力説することが積極的な意味をもち得たのは、「神」——その概念を規定するのは「道徳法則」である [vgl. V 140] ——を、八百長に陥ることなしに、あくまで人間理性を基点として改めて「要請」してゆく「理性

信仰 [vgl. V 142-144] の弁明としてである、と理解することができる。この点にこそカントは「訴えの利益」を見出したのだと考えられる。

3.

確かに、前節に見た第二批判のテキストでは、認識原理をめぐる生得説と獲得説の対立に照準され、「所有 Besitz」といった法的語彙は前景化してはならず、「自然法学者たち」との関連が明言される『駁論』の「根源的獲得」概念にまでは、なお距離があるようにも見える。しかし、カテゴリーの「所有」が生じた「事実」とその際の「合法性」を対照する口調は第一批判の初版以来のものだし [vgl. A85 / B117]、第二批判の刊行はカントが自然法を講義した 86 年夏学期と 88 年夏学期の谷間の 87 年末であるから、その執筆時に法理論の意味での「獲得」概念が彼の身近にあった可能性は否定できない。本節ではアプローチ②に則り、「根源的獲得」概念の、あり得たであろう「制作」過程を炙り出してみたい。

(一) まず、実践哲学の体系構想が視野に入っていた 86 年 4 月の段階 (7 日付ベーリング宛書簡 [X 441]) ですでに、カントは、所有をめぐる「獲得」概念に接していたところか、それを意識しさえしていたと考えられることが、以下のように文献的に確証され得る。カントは同じ月に、新進法学者フーフェラントによる『自然法の原則に関する試論』(85 年秋刊行) の短評をイエナの一般文芸新聞に発表した。同書は全 10 章と「付論」からなり、5 節からなる付論は、「1, 自然状態における所有について」、「2, 契約の理論」、「3, 一般国法についての諸注意」、「4, 国際法についての諸注意」、「5, 新たに必要な学問」と題されている。書評でカントは同書の「付論」を次のように紹介している。「著者は適用のための若干の指示を付論で与えている。すなわち、彼はそこで、最初の獲得 *erste Erwerbung* について、契約による獲得について、国法と国際法について、それぞれ論じ、最後に、自然法と実定法の懸隔を埋め得るような、新たに必要な学問を提案している」[VIII 129]。

見られるように、カントは付論第 1 節の表題をわざわざ「最初の獲得」と言い換えている⁽⁸⁾。同節の話題は、所有の前提をなす「先占 *occupiren*」であるが、ヴォルフによれば、「先占 *Zueignen; occupatio*」こそ無主物を「獲得する根源的な仕方 *modus acqvirendi originarius*」なのである⁽⁹⁾。書評のカントは、ヴォルフ流の「根源的獲得」を、原理(時間)を前提した上での相対的先行を意味し得る「最初の獲得」として捉えていたように見える。とすれば、既存の「根源的獲得」は、当の作用以前には存在しなかったものの獲得(言わば原理の創設)とされる『駁論』のそれとは異なることになる⁽¹⁰⁾。第二批判での「根源的獲得」という表現の不在は、『駁論』の水準への改鑄がなお未了であったことを物語るものであろう。

ともあれ、自然法論の局面に置かれた「獲得」概念を、前節で引いた第二批判のテキストで「獲得」を話題にしたカントが踏まえていたとしても不思議はない。さらには、夙に第一批判において、元来、「[ものの概念の内包の] この限界規定がどこからも導き出されておらず、従って証明をこれ以上必要としないことを意味する」[A727/B755, Anm.] とされた「根源的」という限定句（それは表象の起源の遡及的探索の打ち切り、より積極的にはその遡源不可能性の主張を含意し得る）が冠せられることによって、あくまで自然法への関心の枠内で「根源的な獲得」という概念が「制作」され、これが『駁論』での件の概念に順接したと解することは、何ら不自然でないと言えよう。

(二) 次に同時代思想との対質を原動力とする同概念の「制作」可能性を考える。第二批判の献呈を受けた「啓蒙」神学者シュパルディングは88年2月8日付のカント宛礼状の中で、「私は、何か或る超感性的なもの [=神] の現存在の証明に関して思弁的理性は絶対的に無能力であるというご高論を承って、恐怖感で不安になりました。それは、私がこの上なく確実に所有していると長らく固く信じ、あまりにも多くを負っているので、いつか失うかもしれないとすると無関心ではいられない当のものが、ご高論によって奪い去られてしまうに違いないという恐怖感です」と述べている [X 527f.]。この感想が、要請論の論法への違和感をも含意するものであることは容易に見て取れる。その点でカントとは対蹠的な、篤実な信仰者である彼は61年に『キリスト教における感情の価値についての見解』⁽¹¹⁾を出版しており、80年代のカントもこれを知っていた可能性が指摘されている⁽¹²⁾。

シャフツベリやハチソンの著作の独訳者でもあったシュパルディングは同書でも基本的に道德感覚説に立脚しつつ、「一切の善は神に由来する。私を実際に改善し私の真の幸福を成就するすべてを、私はこの上なく強固かつ無際限の確信を抱きつつ神に帰する。この確信において私は自分が完璧に神に依存していることを感覚する」⁽¹³⁾と論じ、神への全き依存を強調することで、単なる道德感覚がさらに宗教性を帯び得る所以を示す。続いて、「私たちの宗教感覚が、善であり、望ましく、神的なものとして、私たちに正当化され得るのは、もっぱら二重の仕方による。すなわち、一方でこの宗教感覚が神の言葉に基づいて、言い換えれば真理の正しい認識に基づいて明晰に洞察されつつ成立し、他方でこの認識のなす目標設定が真の崇敬を意図し、私たちの魂を神へと誠実に向けること、このことによるのである」⁽¹⁴⁾と言われるとき、この「宗教感覚」が実は最初から多分に「神」に誘導されていることは明らかであろう。実際、少し先の箇所では、「どの存在者もそれだけで、一切の善の無限の原像 [=神] の意に適い得るが、それは、この存在者が根源的な設備 *ursprüngliche Einrichtung* に即して、すなわちその創始者 [=神] の意図に即して、存在することになっている限りにおいてである」⁽¹⁵⁾と明言されるのである。

この「根源」性は確かに「神」に達している。シュバルディングは道徳感覚から議論を始めてはいるが、それは天降りした宗教感覚に他ならなかったのである。このことを念頭に置くなら、カントは、同時代の神学者が用いた「[神の手による] 根源的設備」といった表現を換骨奪胎することで、批判的な「ア・プリオリ」の性格描写としての「根源的獲得」概念を「制作」したのだとも考えられよう。彼が『駁論』で同概念に訴えるのは、<神からの賦与>を意味する伝統的な「生得的」の概念の克服を目論む文脈だからである。すなわちここでの「根源」性はもはや「神」に達しない。以上を要するに、カントは80年代末までに、(一) で見た第一批判での規定に即して「根源」性を批判的に捉え返しつつ、自然法の文脈での「獲得」概念をも意識しながら、神による「設え *Einrichtung*」を人間による「獲得作用 *Erwerbung*」へと読み替えたのだと解釈し得るのである。

4.

「この夏の終わり頃には私の『人倫の形而上学』の仕上げを始めるつもり」であり「その中では市民的体制にとってのア・プリオリな諸原理一般をも論じるつもり」だと、カントは89年3月以降に認めた書簡の中で予告している [XXIII 495]。これは『人倫の形而上学』のとりわけ「法論」に関わり得る発言である。ほどなくしてフランスでは社会や国家の原理に根本的な再考を迫る大変動が出来る。これらに注意するなら、「(自然法学者たちが述べるような) 根源的獲得」の概念が、90年を“*terminus a quo*”として公刊著作上に現れた理由は、最終的におのずから明らかであろう。しかも、『人倫の形而上学』の成立史研究が「徳論」に比べ「法論」部分の構想の遷延を確実視する中で⁽¹⁶⁾、「以前には全く存在せず従ってこの作用に先立ってはいかなるものにも属さずにいたもの」の獲得だという『駁論』の「根源的獲得」概念の規定は、「誰か或る他人のものから導出されていない獲得」という「法論」での同概念の根本規定 [VI 258; §10]⁽¹⁷⁾を、すでに含意している。

実際、「端的に一切の経験に依存しない」 [B3] 謂の批判的な「ア・プリオリ」を、右の「根源的獲得」の意味から理解し得るテキストが、『駁論』の3年半後に刊行されたいわゆる『理論と実践』第2部に見出される。「こうして市民状態は、専ら法的状態として考察される限り、次のア・プリオリな諸原理に基づく。[/] 1, 誰であれ社会の成員は人間として自由であること。2, 誰であれ社会の成員は臣民⁽¹⁸⁾として他の成員と平等であること。3, 誰であれ公共体の成員は市民として自立していること。[/] これらの諸原理は、すでに設立された国家が立法する法というよりも寧ろ、人間の外的な権利一般という純粹理性の諸原理に適合した国家の創設がそれに従ってのみ可能であるような法なのである。」 [VIII 290] 国家すらもがそれに依拠して初めて可能になる「原理」(それは、だから自然法以外ではな

い)としての「法」の「ア・プリオリ」性^{国家を可能にする}というものが、「自然法学者たちが述べるように」「以前には全く存在せず従ってこの作用に先立ってはいかなるものにも属さずにいたもの」を獲得する「根源的な獲得」として際立たされる批判的な「ア・プリオリ」性^{経験を可能にする}と同根であることは、一目瞭然である。重要なのは、理論哲学（旧来の「存在論」改め「分析論」[vgl. A247/B303]）を故郷とする「ア・プリオリ」が、実践哲学の文脈においても、やはり「根源的な獲得」によって弁証され得ることがここに確認される点である。なぜなら、このことは、理論哲学の局面以外に現れる批判的な「ア・プリオリ」の意味内容もまた、「根源的な獲得」という視角から把握され得ること⁽¹⁹⁾を示唆するからである。

5.

カントは『理論と実践』第2部で、公共体（国家）における「国家元首」を「公法の執行者」の地位に据え、言わば王のいる共和制としての立憲君主制を擁護する [VIII 291f.]。ところが現実には、当論考の刊行（93年9月）に先立って、フランスでは「国家元首」が処刑され（93年1月）⁽²⁰⁾、ポーランドでは「群衆の間に市民的体制を創設する契約（市民の結合契約）」[VIII 289]である「根源的な契約」[VIII 297]の実例（91年の「5月3日憲法」）が外圧によって破壊され（92年）、再び国土が侵されていた（93年1月）。『人倫の形而上学』の主要部門として「法論」が必須であることを彼に最終的に悟らせた「何らかの啓示」⁽²¹⁾とは、畢竟それらに由来する衝撃であったとも解釈できよう。「根源的な契約」はもちろん、ルソー直伝の「国家元首」の体系上の位置価値も「法論」に継承されるからである。

「私の研究課題は元来、最も広い意味での形而上学で、つまり、神学と道徳学（それを伴う宗教も）と自然法（ならびにそれを伴う国法と国際法）がそれです」との94年11月24日付ラ・ガルド宛書簡での発言を目下の流れに置かならば、さながら90年代のカントは、原理を同じくする哲学の両部門（理論・実践）[vgl. V 172]で用いられる「ア・プリオリ」を、実践哲学に属する「自然法」⁽²²⁾の概念としての「根源的な獲得」によって際立たせることを介して、『人倫の形而上学の基礎づけ』（85年刊）このかた実質的に遂行してきた批判的な「形而上学」概念の実践的拡張を、積極的に正当化しようと試みていたかのようである。というのも、ここに「神学と道徳学（それを伴う宗教も）」とは、先に第2節で見たようにカントが「根源的な獲得」概念に訴えつつ固有の境地を確保しようとした「理性信仰」を本領とするそれに、また「自然法」とは、97年になって上梓される『人倫の形而上学』「法論」で「根源的な獲得」が語られる当の領域に、それぞれ対応し得るからである。

「法論」によれば、「根源的な獲得」は元来「土地」を対象とするが、この獲得は「市民的体制」においてのみ「確定的 peremptorisch」となる [vgl. VI 264-267; §§15f.]。ところで、「一

切の市民的体制はこの世のものである。なぜなら、市民的体制とは（人間による）地上の権力であって、この権力の全帰結が経験において裏づけられ得るからである」[VI 368]。感性界において作用実現することを「根源的獲得」は最初から含意している以上、『駁論』がこの概念で専ら純粋悟性概念を軸とする可能な経験の構成に照準し、純粋理性概念（魂・世界・神）の「根源的獲得」を語らなかつたのは、寧ろ当然であった⁽²³⁾。逆に、このことこそが、『駁論』の同概念が「法論」の水準にあることを例証している、と言ってよい。

本稿は、90年の「根源的獲得」概念の体系的機能を、同概念の形成と批判的形而上学の成熟との両側面から、「理性信仰」の弁証をめぐる位相に見定めたが、『駁論』と「法論」の件の概念の関係については、前者で呈示され革命を背景とする展開部を経て後方で再現されるソナタ形式の楽曲の主要主題に比し得るもので、全くの別物ではない、と結論づけたい。

註

カント文献の典拠は、第一批判のみ初版(A)と第2版(B)の頁付を記す他は、アカデミー版全集の巻数と頁数を併記して示す。丸括弧は原著者、角括弧は引用者による補入を、丸い傍点は原著者、泪点は引用者による強調を、それぞれ示す。

- (1) この点は、『駁論』の問題テキストが、批判的な「ア・プリオリ」はライブニッツの「生得的」の概念を「明白に下敷きにしている」とした批判哲学の祖述者の記述を盾に取ってなされた論難（vgl. Eberhard, Johann August: “Über den Ursprung der menschlichen Erkenntnis”, in: *Philosophisches Magazin*, Bd.1, 1789, S.388）への応答と見られることから明らかである。
- (2) これは、カントの法理論で“angeborenes Recht”に對置される“erworbenes Recht”において「重要なのは、もはや取得 [=獲得] された状態ではなくて、取得 [=獲得] 行為 [=作用] なのである」（村上淳一『近代法の形成』1979年、77頁）と解されることに對し得る。
- (3) 拙著『<根源的獲得>の哲学——カント批判哲学への新視角』2005年、第4章を参照。
- (4) Vgl. Oberhausen, Michael: *Das neue Apriori*, Stuttgart-Bad Cannstatt 1997, S.127. 「自然法」については、中島義道『カントの法論』（ちくま学芸文庫版）2006年、196頁以下を参照。
- (5) 同月の2通のラインホルト宛書簡は事実上『駁論』の異文と見なし得る密度をもつ。
- (6) “zu verhüten”の直前に“ist”を補いdaß節（節内の“nicht”は虚辞）を主節の主語に読む。
- (7) 夙にこの箇所を引いて「演繹」問題が旧来の「神学形而上学のもう一つの帰結である道徳理論に対する批判と不可分」なことに触れた邦語文献に、今井弘道『『純粋理性批判』の法哲学的意義（二）』、京都大学法学会『法学論叢』101巻1号、1977年、81-82頁、がある。
- (8) なお付論第1節の本文には「獲得される完全性」、「根源的な完全性」といった表現が見られる（Hufeland, Gottlieb: *Versuch über den Grundsatz des Naturrechts*, Leipzig 1785, S.274f.）。「フーフェラント独自の原則」とは結局、「言わばカントの意味での他律的かつ合理的な、しかし空虚な完全性を、自律的な定言的命法の基礎に置く」ものであった、とされる（Rohls, Michael: *Kantisches Naturrecht und historisches Zivilrecht*, Baden-Baden 2004, S.27f.）。
- (9) Wolff, Christian: *Grundsätze des Natur- und Völkerrechts*, Halle a.d.S. 1754, §210.
- (10) 実際、後の「法論」では「最初の獲得は、最初だからといって直ちに根源的獲得なのではない」と言われる [VI 259; §10]（ただし哲学文庫新版 [Bd.360] の編者ルートヴィヒは、この文の属する段落は「法論」本文から削除されるべきとしている）。
- (11) Spalding, Johann Joachim: *Gedanken über den Werth der Gefühle in dem Christenthum*, Leipzig ¹1761; ²1764;

- ³1769; ⁴1773. ただし初版と第2版は匿名。最後の第5版は84年刊。
- (12) Vgl. XXVII 1108. 本巻編者レーマンは84/5年冬学期の講義筆記録とされる「コリンズ道徳哲学」に係づけている。
- (13) Vgl. Spalding: *Gedanken über den Werth [...]*, in: A.Beutel / T.Jersak (Hg.): *Kritische Ausgabe*, 1.Abt., Bd.2, Tübingen 2005, S.119f. この部分は第2版以後。
- (14) Ebd., S.120. この部分は第3版以後。
- (15) Ebd., S.124. “ursprüngliche Einrichtung unserer Natur” という言い回しも見られる (S.41)。
- (16) 中島前掲書、126-139頁。
- (17) 本稿では「法論」それ自体の法哲学・法史的評価には立ち入らない。カントは「法論」でヴォルフまでのような所有権の取得 [=獲得] の仕方をではなく、物権・債権・物権的対人権の区分と各権利の取得 [=獲得] の仕方を展開しているのだとの指摘に注目することとめる (筏津安恕『私法理論のパラダイム転換と契約理論の再編』2001年、127-131頁)。
- (18) 後出の「国家元首」と区別される「公法を立法する主権者」のこと [vgl. VIII 294, Anm.]。
- (19) 前掲拙著第7・8章にて展開した。第三批判が『駁論』と同時刊行された事実にも注意。
- (20) ルイ16世処刑に対するカントの評価に関しては、フュレ/オズーフ編 (河野・阪上・富永監訳)『フランス革命事典7 歴史家』2000年 (原書は1988年) 所収項目「カント」(3-12頁) の特に9-10頁、を参照。なお9頁で引用される『遺稿集』のテキストは「法哲学についての覚書」第8055番 [XIX 595] である。
- (21) 中島前掲書、134頁。
- (22) Höffe, Otfried (Hg.): *I.Kant. Metaphysische Anfangsgründe der Rechtslehre*, Berlin 1999, S.2.
- (23) この件については前掲拙著第5章IIDをも参照されたい。

[大東文化大学教授・西洋近世哲学]